

労働災害総合保険(上乗せ保険)の契約について

1. 『労働災害総合保険(上乗せ保険)』について

政府労災保険の上乗せ補償として、貴社が給付する補償額を保険金として支払います。

- ◆支払いには政府労災保険の支給決定が必要です。
- ◆契約した保険金額は、保険会社の支払いの限度額となります。

(注) 政府労災保険は、事業主が事業種類によって成立させます。
建設業の場合は、各工事現場が事業主となり政府労災保険を成立させています。
その工事に関わる『上乗せ保険』を契約する場合には、元請会社の成立させた事業種類にて契約する必要があります。

2. 『契約方法』について

<1> 貴社の工事のすべてを対象とする『年間包括方式』

<2> 単独の工事のみを対象とする『有期個別方式』

3. 『契約にあたって』

- <1> 正規従業員(直接の雇用者)のみを対象とする場合には、賃金総額から割り出した人数で契約致します。
- <2> 下請負人(再下請負人を含む)を含んで対象とする場合には、請負金額(完成工事高)※による契約となります。
- ※請負金額(有期個別方式の場合)・完成工事高(年間包括方式の場合)

4. 『保険金額(補償額)<例>』

死亡	1,500万円	後遺障害 4級	1,200万円
後遺障害 1級	1,500万円	後遺障害 5級	1,050万円
後遺障害 2級	1,500万円	後遺障害 6級	900万円
後遺障害 3級	1,500万円	後遺障害 7級	750万円

※上記の保険金額は一例です。ご契約に際し、変更することも可能です。
※貴社で現在加入している契約がある場合不足金額のみの契約も可能です。

5. 『ご注意』

- <1> 保険契約は、保険期間を遡って契約することは出来ません。
- <2> 取扱代理店が保険料を領収した時から保険は有効となります。
- <3> このページに記載の内容は概要を説明したものです。
詳しい内容については、テッケン興産保険部にお問い合わせください。
【引受保険会社】株式会社損害保険ジャパン

(SJ10-21075 2011.2.23)